

国民健康保険税の年金天引き(特別徴収)について

平成20年度から地方税法が改正され、世帯内の国保加入者全員が65歳以上75歳未満の世帯では、国民健康保険税の年金からの天引き(特別徴収)が導入されました。ただし、次の条件に該当する世帯は特別徴収の対象にはなりませんので、今までどおり納付書や口座振替で納めていただくことになります。

(特別徴収の対象とならない条件)

- 世帯主が国保以外の医療保険に加入している場合
- 世帯主の年金額が18万円未満の場合
- 介護保険料と国保税を合わせた額が世帯主の年金額の2分の1を超える場合
- 世帯の国保被保険者の中に65～74歳ではない方がいる場合

(特別徴収対象の方でも次のような場合普通徴収になります)

- 年度途中で75歳になるとき
- 年度途中で国民健康保険の資格を取得したとき
- 年度途中で国民健康保険税額や年金額に変更があったとき
- 介護保険料が特別徴収の対象になっていない方

■お支払い方法の変更について

国保税について、特別徴収の対象になっている方は、手続きをすることにより、特別徴収から口座振替へ納付方法を変更することができます。

ただし、特別徴収から納付書(窓口でのお支払い)への変更はできません。また、納付方法を変更しても全体年税額に変更はありません。

■変更手続きについて

役場税務課、または各センターにて「国民健康保険税納付方法変更申出書」を記入押印いただき、提出していただきますので保険証と認印をご持参ください。

国保の口座振替手続きをされていない方は「口座振替依頼書」を提出していただきますので、預金通帳、届出印をご持参ください。

■ご注意ください

お手続きいただいた後、速やかに年金からのお支払いを中止する手続きを行いますが、中止手続きには3ヶ月～4ヶ月かかりますので、あらかじめご了承ください。

お問い合わせ先 鏡野町役場税務課 ☎0868-54-2985

お知らせ はかりの定期検査について

鏡野町内で取引または証明に使用されている《はかり》(家庭用は除く)は、2年に1回の定期検査を受けることが義務づけられています。(計量法第19条)

町内の《はかり》については、右記の日程で検査を実施しますので、該当する《はかり》を所有されている場合は、必ず検査を受けてください。

対象地域	月 日	時 間	場 所
富 地 域 上齋原地域	6月16日(火)	10:30～12:00	富振興センター
		14:30～16:30	上齋原振興センター
奥 津 地 域	6月17日(水)	9:30～12:00	奥津振興センター
		13:00～14:00	
鏡 野 地 域	6月18日(木)	10:30～12:00	中央公民館
		13:00～15:00	
	6月19日(金)	10:30～12:00 13:00～15:00	//

検査対象

- 商店、事務所、農家等にある商売用はかり
- 病院、医院、薬局等の業務用のはかり
- 保育園、幼稚園、学校、福祉施設等の体重測定用はかり
- 宅配便取次店における料金特定用はかり

※なお、受検には費用がかかります。

お問い合わせ 岡山県産業労働部産業企画課計量管理班…☎086-241-0561
鏡野町役場 産業観光課……………☎0868-54-2987

